

## 協議事項（1）

### （湯沢町地域公共交通活性化協議会）

#### 監査員の選任について

湯沢町地域公共交通活性化協議会の監査員について、委員任期満了に伴い新たな方を選任する必要がありますが、以下の2名の委員について、事務局から推薦をさせていただきます。

ご承認いただけるか否か、別紙書面協議回答書にてご回答ください。

なお、本協議会委員については、別紙名簿にてご確認ください。

#### ■ 監査員について、事務局からの推薦者

所属	役職	氏名
新潟県南魚沼地域振興局	地域振興監	おおた まさゆき 太田 正之
一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構	代表理事	おか あつお 岡 淳朗

#### ※会長及び副会長について

本協議会の規約において、会長は湯沢町長、副会長は学識経験者をもって充てることとしているため、別紙名簿に記載のとおりとさせていただきます。

## 令和5年度事業報告

## 1. 協議会の開催

No	開催年月日	内容
第1回	R5. 8. 30（水）	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度事業報告及び収支決算について</li><li>・令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について</li></ul>
第2回	R6. 3. 27（水）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域移動環境計画の進捗確認</li><li>・令和6年度の路線バスの運行について<ul style="list-style-type: none"><li>（1）路線バス 土樽線について</li><li>（2）路線バス 六日町線・森宮野原線について</li></ul></li><li>・利便増進計画の作成について</li></ul>

## 2. 実施事業

事業
<ul style="list-style-type: none"><li>●湯沢町地域移動環境計画に基づく各種施策の実施</li></ul> <p>※実施内容は、別紙「(湯沢町地域移動環境計画)施策の進捗状況」のとおり</p>

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	264,000	87,295	△ 176,705	町負担金
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	6	6	預金利息
合 計			264,000	87,301	△ 176,699	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	244,000	82,021	△ 161,979	○委員報酬 56,000
						○旅費(委員費用弁償) 20,200
						○会議お茶代 5,821
	2事務費	1事務費	20,000	5,280	△ 14,720	口座振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	0	0	0	
3予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			264,000	87,301	△ 176,699	

## 会計監査報告書

令和5年度湯沢町地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、事務局立合いの上で監査した結果、収支内容、関係帳票いずれも適正に処理されていたと認めます。

令和6年 8月30日

監査員 岡 淳朗 

監査員 太田 正之 

## 令和6年度事業計画（案）

## 1. 協議会の開催

協議会	内容	時 期
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告及び収支決算について</li> <li>・令和6年度事業計画及び収支予算について</li> <li>・令和6年10月1日以降の土樽線の運行について</li> <li>・利便増進計画の策定について</li> </ul>	令和6年 8月30日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく事業の進捗確認等について</li> <li>・利便増進計画策定（案）についての協議 など</li> </ul>	令和6年 11月頃
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく事業の進捗確認、振り返り等について</li> <li>・利便増進計画（最終版）の報告 など</li> </ul>	令和7年 3月頃

## 2. 計画に基づく事業等

事業	時 期
(1) 湯沢町地域移動環境計画に基づく各種施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの再編検討及び実施（土樽線代替運行）</li> <li>・路線バス夜間増便</li> </ul> 等 ※別紙「(湯沢町地域移動環境計画)施策の進捗状況」のとおり	令和6年度中
(2) 利便増進計画の策定	令和6年度中

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	2,482,000	町負担金
2補助金	1補助金	1補助金	1,282,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合 計			3,764,000	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	244,000	委員報酬、委員費用弁償
	2事務費	1事務費	20,000	口座振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	3,500,000	利便増進計画策定業務委託、地域活性化起業人提案事業
3予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			3,764,000	

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体
		計画	実施結果	計画	方針	
1	1-1 送迎バス等を組み合わせた路線バスの効率化・サービスレベル向上	1 送迎バスの路線バスへの転換・統合	検討 一部路線で事業者と検討・協議を実施	○	施策1-2の財源確保対策と併せた調整を進める	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者
		2 路線バスの運行頻度の増加・運行時間の拡大	検討 冬季間の土曜日に苗場線で夜間増便を実施	○	関係機関と調整し運行時間の拡大を進める	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者
	1-2 持続可能な運行に向けた財源確保の検討	1 統一された乗車券の販売	実験 統一された乗車券の販売実験は未実施 (その他、観光自主財源導入についても検討中)	実験	財源確保対策を優先して検討を進める。	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	1-3 移動サービスの空白時間・地域におけるデマンド交通等の導入	1 移動サービスの空白時間・地域におけるデマンド交通等の導入	検討 施策1-1-1と併せて検討を実施	検討	施策1-1-1と併せて検討	湯沢町、交通事業者
	1-4 自転車通行空間の計画的な整備推進	1 自転車通行空間の計画的な整備推進	検討 ・一部区間で試験施工(矢羽根表示 L=2.5km) ・引き続き関係する道路管理者との協議を実施	○	道路管理者等との協議を進める	道路管理者、警察

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体	
		計画	実施結果	計画	方針		
2	2-1 移動サービスの情報提供コンテンツの統一化	1 系統番号の附番	○	冬季間、越後湯沢駅にて全路線バス・送迎バスへの附番を実施	○	全路線バス・送迎バスへの附番を実施する	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 越後湯沢駅構内の案内サイン見直し	○	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・設置場所について検討を実施	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて設置場所について検討する。	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 総合的情報提供の実施	○	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・設置場所について検討を実施	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて設置場所について検討する。	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-2 越後湯沢駅の乗り場環境整備	1 越後湯沢駅乗降場の整備・再配置	実験	・越後湯沢駅東口にバスの乗降場所をほぼ集約 ・東口広場のレイアウトの見直しを検討	○	越後湯沢駅東口広場のレイアウトの見直しを検討する	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
		2 観光案内所の機能強化・情報提供の拡充・待合環境の改善	実験	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・冬期間、越後湯沢駅東口に乗り場案内のスタッフを配置	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて乗り場案内スタッフの確保対策を検討する。	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
		3 観光シーズンの案内スタッフの配置	実験	・冬期間、越後湯沢駅東口に乗り場案内のスタッフを配置 ・案内スタッフの確保対策を検討	○	案内スタッフ確保対策を検討する。	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
	2-3 乗換拠点の環境整備	1 デジタルサイネージ等を活用した情報提供の実施	実験	・越後湯沢駅構内2か所（改札口、東口）にデジタルサイネージを設置 ・設置場所について検討を実施	○	施策2-2で実施	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 案内所機能の整備	検討	検討を実施	検討	施策2-2で実施	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 乗り換え拠点の整備	検討	検討を実施	検討	利便増進計画に位置付けるための検討の実施	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-4 町内移動サービスの乗車券の統一	1 統一された乗車券の販売	実験	検討を実施	実験	バスとシェアサイクル等を組み合わせた乗車券の実験に向けた検討をする。	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 QRコードなどの検討	検討	検討を実施	検討	利便増進計画に位置付けるための検討の実施	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-5 越後湯沢駅周辺歩行空間の利用環境の更なる向上	1 共同荷捌きスペースの設置検討	-	温泉通りでの路上駐車が増加しており、歩行者の安全対策の強化が必要	検討	温泉通りの路上駐車対策と併せて検討する。	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者
		2 自動車進入抑制方策の検討	-	温泉通りでの路上駐車が増加しており、歩行者の安全対策の強化が必要	-		湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者
		3 ベンチの設置、オープンカフェ等	検討	検討を実施	検討	ナイトマルシェ等の実施結果を踏まえながら検討を進める。	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体	
		計画	実施結果	計画	方針		
2	2-6 移動サービスデータ等のオープン化	1 バスデータのオープンデータ化	○ ・南越後観光バスのデータのオープン化を推進中 ・スキー場送迎バスについて引き続き検討を実施	○	・南越後観光バスのデータのオープン化を推進 ・スキー場送迎バスについて引き続き検討を進める。	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設	
		2 自動車ネットワークデータのオープンデータ化	検討	魚沼GCRについてはオープンデータ化済み。町内のネットワークについて検討を実施。	検討	町内のネットワークについて検討を進める。	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設
		3 スキー・トレッキング等データ整備の検討	検討	検討を実施	実験	・既存のスキー場情報等のデータを活用。 ・活用データの情報提供（JR越後湯沢駅、関越自動車道谷川岳PA）	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設
	2-7 駐輪場の整備による自転車利用環境の改善	1 駅利用者の駐輪場の整備	○	・自転車台数が増えており駐輪場の整理が必要 ・多様な自転車の利用に対応した整備も必要	○	整備済み駐輪場の使いやすさの更なる向上の検討を進める。	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構
		2 バス停への駐輪場の設置	-	-	-	-	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構
		3 商店街内への自転車ラック整備	-	-	-	-	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体	
		計画	実施結果	計画	方針		
3	3-1 新たなモビリティの活用	1 シェアサイクルなどの導入	検討	事業者を交えた意見交換を実施	検討	・事業者を交えた意見交換・検討の実施 ・実験的導入も検討	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
		2 グリーンスローモビリティの導入	-	-	-		湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
		3 電動キックボード等の導入	検討	・事業者を交えた意見交換を実施 ・関係者間での試乗会を実施	検討	事業者を交えた意見交換・検討の実施	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
	3-2 路線バスの急行便や予約・定員制の導入による高付加価値路線の設定	1 高付加価値バスの運行	実験	検討を実施	実験	宿泊施設と連携した実験の検討	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-3 通年のアクティブ・ツーリズムに対応した移動環境の整備	1 観光客の需要に併せたバス運行形態の検討	-	検討を実施	実験	施策1-1で検討	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 サイクルトレイン・サイクルバスの実施	-	検討を実施	実験	関係事業者と検討	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-4 越後湯沢駅の観光案内所の機能強化	1 越後湯沢駅へのゲートウェイ機能の付加	実験	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置	実験	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 観光案内所の機能強化・情報提供の拡充・待合環境の改善（再掲）	-	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・冬期間、越後湯沢駅東口に乗り場案内のスタッフを配置	実験	施策2-1で実施	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 モビリティ・コンシェルジュ機能の付加	検討	冬期間、越後湯沢駅東口で乗り場案内のスタッフによる案内を試験的に実施	検討	越後湯沢駅に案内スタッフを試験的に配置。本格実施に向けた検討・先進事例調査を進める。	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-5 運行時間帯の拡充による朝・夜間移動手段の確保	1 最終バスの繰り下げ、朝の増便	実験	冬季間の土曜日に苗場線で夜間増便を実施	○	施策1-1と併せて、一部路線で夜間増便の実施を検討	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 朝・夜間送迎サービスの活用	実験	一部路線で事業者と検討を実施	実験	関係事業者と協議を検討する。	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-6 誰もが楽しめるサイクリングコンテンツの整備と受け入れ環境の拡充	1 サイクリングガイドの養成	検討	魚沼GCR圏域内でエスコートライダーを養成中	○	魚沼GCRの動きと併せて実施する。民間のサイクリングガイドを支援するとともに広報等を連携して実施する。	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者
		2 ポタリングなどの商品醸成	検討	ポタリングマップ等の作成の検討を実施	○	商品造成に向けた検討をする。観光ガイドブックへの情報提供を実施。	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者
		3 多様な自動車レンタルの実施	○	カーゴバイク・チャイルドトレーラーの実車体験を実施。	○	カーゴバイク・チャイルドトレーラーの実験的導入を検討する。	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体
		計画	実施結果	計画	方針	
3 3-7	世界に誇りうるサイクルルートの整備と環境の創出	1 雪国魚沼ゴールデンサイクルルートの整備	○ 施策1-4と連携して実施	○ 施策1-4と連携して実施		湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 サイクルステーションの整備	○ 過年度にコンビに等には設置済み。R5中に新規設置はなし	○ 現状維持に努め、必要な箇所に新規設置を進める。		湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	アーバンスポーツと一体となったサイクルスポーツ振興の推進	1 山岳地を利用した自動車商品の醸成	検討 検討を実施	○ 施策3-6と併せて実施する。		湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構

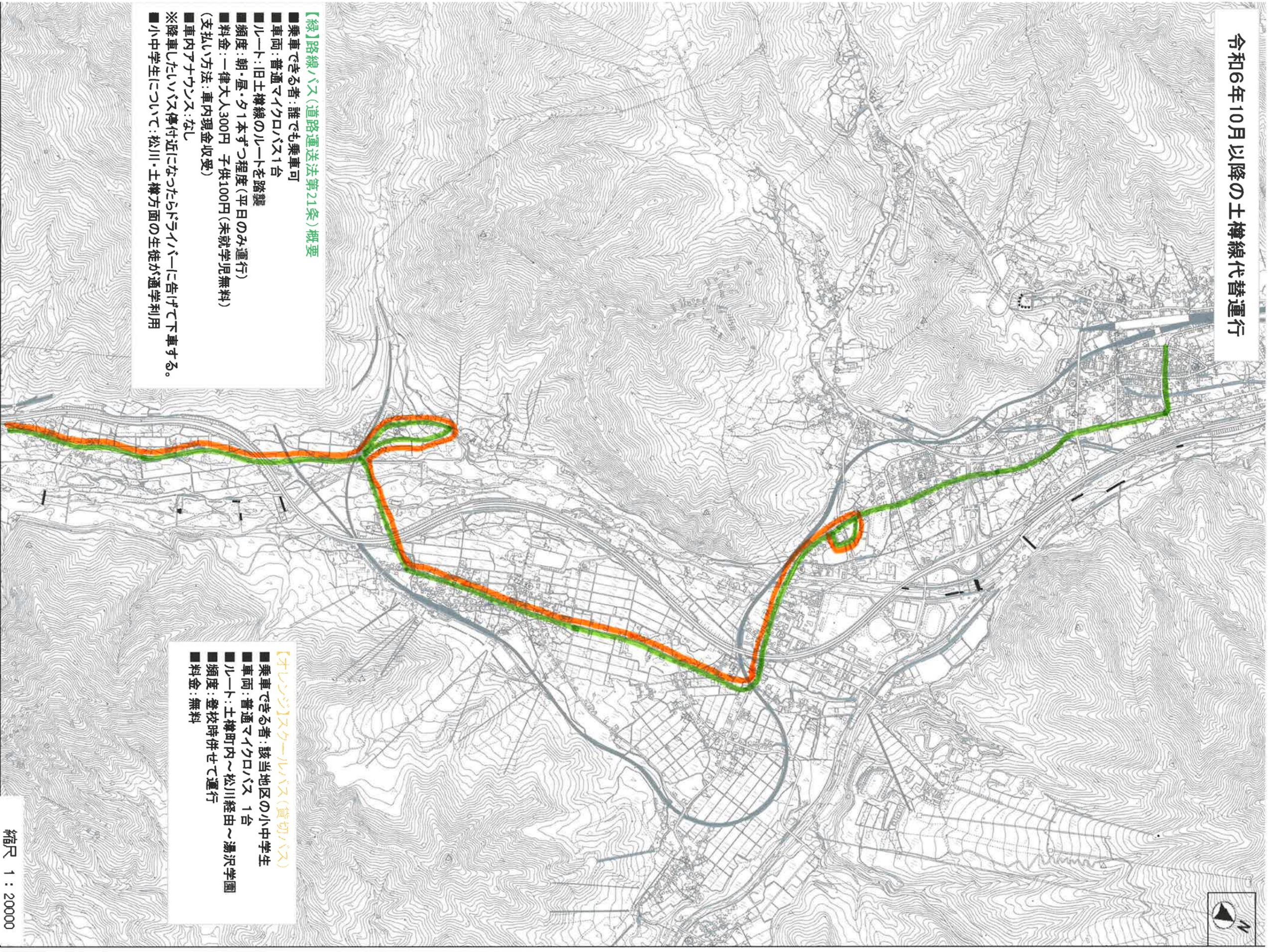
(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況

施策		令和5年度		令和6年度		【別紙】 実施主体
		計画	実施結果	計画	方針	
4	4-1 学校等における交通安全教育の推進	1 交通安全教育の実施	○ ・認定こども園1回開催(年中) ・小学校1回開催(1~3年生) ・高齢者1回開催 ・バスの乗り方教室などの実施を検討した	○	例年通り実施する。 バスの乗り方教室を検討する。	湯沢町
	4-2 自転車の安全利用の促進	1 自転車ルールマナーの啓発	○ 広報ゆざわでの掲載(6月実施済み)	○	広報ゆざわなどでの啓発を実施。(6月広報に掲載済み)	湯沢町、警察、観光事業者(レンタサイクル事業者)
	4-3 自転車盗難対策の推進	1 防犯登録の推進	○ 継続実施	○	継続して実施する。	湯沢町、警察、観光事業者(レンタサイクル事業者)
		2 駅利用者への駐輪場の整備	○ ・自転車台数が増えており駐輪場の整理が必要 ・多様な自転車の利用に対応した整備も必要	○	必要箇所への設置や整備の検討を進める。	湯沢町、警察、観光事業者(レンタサイクル事業者)
	4-4 高齢者の運転免許証返納の促進	1 高齢者への運転免許証返納促進	○ 継続実施	○	継続して実施する。	湯沢町、警察、観光事業者
4-5 シップANE防止の啓発	1 シップANE防止の啓発	○ 広報ゆざわで啓発中(チラシ挟み込み)	○	広報及び町内各施設等で啓発する。	湯沢町	

項目	内容																											
運行事業者	ゆざわ魚沼タクシー株式会社																											
運行車両	マイクロバス（23～27人乗り※運転手除く）																											
運行ルート	越後湯沢駅～土樽（土樽集落開発センター）※別紙路線図（令和6年10月以降の土樽線代替運行）																											
バス停	<p>（バス停名一覧）20か所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢駅前（東口） ・湯沢医療センター前 ・湯沢町役場前（角谷医院付近） ・宮林</li> <li>・原新田 ・湯沢学園 ・堰場 ・中子 ・岩原駅角 ・添名 ・原入口 ・萩原 ・土樽郵便局前</li> <li>・中里駅角 ・古野川原 ・松川橋三叉路 ・ルーデンススキー場前 ・生活改善センター前</li> <li>・下土樽 ・土樽集落開発センター</li> </ul> <p>※網掛けのバス停は、南越後観光バスが、10月以降も引き続き、別路線で設置しているバス停になるため共有（借用）させてもらう箇所。 ※道路占用は町が申請（網掛けのバス停を除く）。</p> <p>■バス停「土樽保育園前」について</p> <p>以下の理由から10月以降の運行ではバス停を撤去することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟県バス停留所安全性確保合同検討会」が公表している「バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表（令和4年7月31日現在）」において、B判定（Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所 判定区分A～C）となっており、安全対策の実施状況についても「安全対策検討中」であること。</li> <li>・当該バス停の近い距離にバス停が存在する。（近くのバス停 ・原入口 ・萩原）</li> <li>・保育園が統合されてからは、ほとんど当該バス停を利用している人がいない。</li> </ul> <p>■フリー乗降区間について</p> <p>従前の土樽線と同様に、バス停「添名」から「土樽集落開発センター」の間はフリー乗降区間として設定。フリー乗降区間では、バス停以外の場所でも乗降することが可能。</p>																											
運行回数 ダイヤ	<p>運行回数：3.5回（朝1、昼1、夕1.5） ダイヤ：別紙時刻表（平日のみの運行）</p>																											
運賃	<p>①金額：次の表のとおり。どこで乗降しても同じ運賃の「均一運賃」とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>300円/回</td> <td>（中学生以上）</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>100円/回</td> <td>（小学生）</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td>（未就学児）</td> </tr> </tbody> </table> <p>②支払い方法：車内に設置している料金箱へ現金を投入。※支払いは現金のみ。</p> <p>■「湯沢町路線バス福祉乗車証」を所持している方</p> <p>「湯沢町路線バス福祉乗車証」は、65歳以上や障害をお持ちの方で自動車運転免許を保有していない方へ町が発行している（申請が必要）乗車証で、町内の路線バスを1乗車あたり100円で利用できるもの。こちらを所持されている方は、これまでと同様に10月以降も土樽線を100円で利用できることとする。</p> <p>降車時の精算方法は、これまでと変更なし。（湯沢町路線バス福祉乗車証を提示し、利用区間を書いた用紙と100円を料金箱に投入して降車）</p> <p>■その他の割引について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手帳種類等</th> <th>本人</th> <th>介護人等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者手帳</td> <td>半額</td> <td>種別1種：本人と同判時半額 種別2種（1～3級）：本人と同伴時半額 種別2種（4～6級）：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>半額</td> <td>等級A：本人と同判時半額 等級B：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者手帳</td> <td>半額</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>自動車運賃割引証明書※</td> <td>半額</td> <td>半額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動車運賃割引証明書は、児童福祉法の適用を受け、保護施設長が発行する証明のことをいう。</p>	区分	金額	適用	大人	300円/回	（中学生以上）	子供	100円/回	（小学生）	乳幼児	無料	（未就学児）	手帳種類等	本人	介護人等	身体障がい者手帳	半額	種別1種：本人と同判時半額 種別2種（1～3級）：本人と同伴時半額 種別2種（4～6級）：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額	療育手帳	半額	等級A：本人と同判時半額 等級B：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額	精神障がい者手帳	半額	適用なし	自動車運賃割引証明書※	半額	半額
区分	金額	適用																										
大人	300円/回	（中学生以上）																										
子供	100円/回	（小学生）																										
乳幼児	無料	（未就学児）																										
手帳種類等	本人	介護人等																										
身体障がい者手帳	半額	種別1種：本人と同判時半額 種別2種（1～3級）：本人と同伴時半額 種別2種（4～6級）：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額																										
療育手帳	半額	等級A：本人と同判時半額 等級B：本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額																										
精神障がい者手帳	半額	適用なし																										
自動車運賃割引証明書※	半額	半額																										
許可	道路運送法第21条に基づく実証運行																											

項目	内容
乗降時の留意事項	<p>①乗降共通：乗降口は1か所（乗車も降車も同じドア）。</p> <p>②乗車時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均一運賃のため、乗車時に番号等が記載された用紙などは発券しない。</li> <li>・座席数（23～27席）以上は乗車できない（立ったままの乗車はできない）。</li> </ul> <p>③降車時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停留所到着をお知らせする「車内アナウンス」はない。</li> <li>・降車したい場所を知らせる「降車ボタン」はない。降車したいバス停が付近で、運転手に降車したいことを伝えて降車する。もしくは、乗車の際に停車してもらいたいバス停を運転手に伝えておく。</li> </ul>
<p>予算 (運行費用等)</p>	<p>(予算) 10,631,000円 ※町予算</p> <hr/> <p>(内訳)</p> <p>①<u>運行費用：8,609,000円</u>（負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月1日～令和7年3月31日までの運行に要する費用。</li> <li>・町と運行事業者で協定を締結する。</li> <li>・運賃は、運行事業者が届出をしていることから町の収入とはせず、運行費用と相殺して精算する。</li> </ul> <p>②<u>バス停デザイン、設置、データ化：2,000,000円</u>（委託費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の交通事情に精通し、越後湯沢駅や路線バスにおける統一的な案内表示の業務に対して実績のある(株)ドーコンに委託して実施する。</li> </ul> <p>③<u>バス停借上料：22,000円</u>（11か所×2,000円/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南越後観光バスが10月以降も引き続き、別路線で設置しているバス停を借用するための費用。</li> </ul>
その他	<p>■湯沢学園通学児童（小中学生）について</p> <p>登下校に土樽線を利用している生徒が32人（小学生29人、中学生3人）いるが、マイクロバス1台では全員が乗車できない。また、下校時間が曜日や学年によって様々であることから、この土樽線のほかにスクールバスを追加で運行することで対応する。</p>

# 令和6年10月以降の土樽線代替運行



## 【緑】路線バス(道路運送法第21条)概要

- 乗車できる者: 誰でも乗車可
- 車両: 普通マイクロバス1台
- ルート: 旧土樽線のルートを踏襲
- 頻度: 朝・昼・夕1本ずつ程度(平日のみ運行)
- 料金: 一律大人300円 子供100円(未就学児無料)
- 支払い方法: 車内現金収受)
- 車内アナウンス: なし
- ※降車したいバス停付近になったらドライバーに告げて下車する。
- 小中学生について: 松川・土樽方面の生徒が通学利用

## 【オレンジ】スクールバス(貸切バス)

- 乗車できる者: 該当地区の小中学生
- 車両: 普通マイクロバス 1台
- ルート: 土樽町内～松川経由～湯沢学園
- 頻度: 登校時併せて運行
- 料金: 無料

縮尺 1 : 20000

この図面は、土地等のおおよその位置や形を示す参考図であり、湯沢町税務課備え付けの課税用図面とは一致しない場合があります。  
また、正確な土地の境界等を示したものではありません。

【時刻表】令和6年10月1日以降の土樽線

バス停		片道10Km 所用時間	運行回数 3.5回			7-乗降 区間	借用 バス停			
			朝1回	昼1回	夕1.5回					
土樽 ← 湯沢 駅	土樽集落開発センター	0:00		7:45		12:55	16:30	17:30	バス停以外でも乗降可能区間	
	下土樽	0:01		7:46		12:56	16:31	17:31		
	ルーデンススキー場前	0:03		7:49		12:59	16:34	17:34		
	生活改善センター前	0:01		7:50		13:00	16:35	17:35		
	松川橋三叉路	0:01		7:51		13:01	16:36	17:36		
	古野川原	0:00		7:51		13:01	16:36	17:36		
	中里駅角	0:02		7:53		13:03	16:38	17:38		
	土樽郵便局前	0:01		7:54		13:04	16:39	17:39		
	萩原	0:01		7:55		13:05	16:40	17:40		
	原入口	0:01		7:56		13:06	16:41	17:41		
	添名	0:01		7:57		13:07	16:42	17:42		1
	岩原駅角	0:00		7:57		13:07	16:42	17:42		
	中子	0:01		7:58		13:08	16:43	17:43		
	堰場	0:01		7:59		13:09	16:44	17:44		
	湯沢学園	0:02		8:01		13:11	16:46	17:46		1
	原新田	0:01		8:02		13:12	16:47	17:47		1
	宮林	0:01		8:03		13:13	16:48	17:48		1
	湯沢町役場前（角谷医院）	0:02		8:05		13:15	16:50	17:50		1
	湯沢医療センター前	0:02		8:07		13:17	16:52	17:52		1
湯沢駅前	0:03		8:10		13:20	16:55	17:55	1		
X										
湯沢 駅 ← 土樽	湯沢駅前	0:00	7:15		12:25		17:00			(1)
	湯沢医療センター前	0:01	7:16		12:26		17:01			(1)
	湯沢町役場前（角谷医院）	0:01	7:17		12:27		17:02			1
	宮林	0:01	7:18		12:28		17:03			1
	原新田	0:01	7:19		12:29		17:04			1
	湯沢学園	0:04	7:23		12:33		17:08			(1)
	堰場	0:01	7:24		12:34		17:09			
	中子	0:01	7:25		12:35		17:10			
	岩原駅角	0:01	7:26		12:36		17:11			
	添名	0:00	7:26		12:36		17:11			1
	原入口	0:01	7:27		12:37		17:12			
	萩原	0:01	7:28		12:38		17:13			
	土樽郵便局前	0:01	7:29		12:39		17:14			
	中里駅角	0:01	7:30		12:40		17:15			
	古野川原	0:01	7:31		12:41		17:16			
	松川橋三叉路	0:01	7:32		12:42		17:17			
	ルーデンススキー場前	0:01	7:33		12:43		17:18			
	生活改善センター前	0:01	7:34		12:44		17:19			
	下土樽	0:02	7:36		12:46		17:21			
土樽集落開発センター	0:04	7:40		12:50		17:25				

## 利便増進計画の策定について

## 1. 概要

項目	内容
目的	<p>湯沢町地域移動環境計画に位置付ける利便増進事業※について将来的にエリア一括協定運行制度の活用を見据え、運賃体系やダイヤなどより具体的な内容を計画することを目的とする。</p> <p>※湯沢町地域移動環境計画に位置付ける利便増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客輸送から旅客運送事業への転換：施策 1-1、1-3、3-2、3-3</li> <li>・運賃又は料金の設定：施策 2-4</li> <li>・運行回数又は運航時刻の設定：施策 1-1、3-5</li> </ul>
策定期間	令和 6 年度中（令和 7 年 3 月 31 日まで）
経費	<p><u>2,564,000 円</u></p> <p>（経費内訳）</p> <p>①策定業務委託：2,497,000 円（予算：事業費 3,500,000 円）</p> <p>②協議会費用：67,000 円（予算：運営費（会議費）244,000 円）</p>
補助金	<p>【名 称】 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））</p> <p>【補助率】 1/2</p> <p>【補助額】 1,282,000 円（R6.8.7 交付決定額）</p> <p>※申請内容は、別紙交付申請書参照</p>

## 2. 策定業務委託

## 【委託先】

エヌシーイー株式会社（新潟市中央区美咲町 1 丁目 7 番 25 号）

## 【選定理由】

当該事業者は、令和 3 年度の「湯沢版 MaaS 実証運行」及び令和 4 年度の「湯沢町地域移動環境計画」策定に携わった経験から、湯沢町内における地域交通環境や地域事情などの情報を蓄積しており、利便増進計画策定に要する費用を抑えることができるため。

## 【委託費用】

2,497,000 円（予算：事業費 3,500,000 円）※1. 概要の経費内訳①

令和6年7月25日

国土交通大臣 殿

住 所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地  
氏名又は名称 湯沢町地域公共交通活性化協議会  
会 長 田 村 正 幸

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））交付申請書

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））金1,282,000円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
 (地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)) 交付申請事業

補助対象事業者名: 湯沢町地域公共交通活性化協議会 (単位: 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p><b>【名称】</b> 湯沢町地域公共交通利便増進計画策定調査業務</p> <p><b>【内容】</b> ・地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理 ・利便増進実施計画の方向性の検討 ・交通事業者等との協議 ・利便増進実施計画の事業検討 ・湯沢町地域公共交通利便増進計画(案)の取りまとめ ・協議会の開催</p>	<p>着手予定日: 交付決定日以降</p> <p>完了予定日: 令和7年3月31日</p>	2,564,000	1,282,000

(添付書類)

(1) 補助対象経費に係る見積書

(2) 地域公共交通計画の写し(利便増進事業に関する事項が定められた箇所)

※ 地域公共交通計画の策定と並行して利便増進計画を策定しようとする場合(既存の地域公共交通計画に利便増進事業に関する事項を盛り込む場合を含む。)においては省略可。

(3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) 様式第5-9における以下の用語の意義は、それぞれ以下に掲げる通りとする。

利便増進事業: 地域公共交通利便増進事業

利便増進計画: 地域公共交通利便増進計画

地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業）の実施に関する計画

<p>1. 当該地域の地域公共交通計画における利便増進事業の位置づけ（注1）</p> <p>湯沢町では、路線バスの運行頻度が低いことから利便性が悪く、多くの住民は自家用車で移動せざるを得ない状況にある。また、町内にはスキー場や宿泊施設が数多くあり、年間約400万人が町を訪れているが、そのほとんどの方は各施設が運行する送迎バスを利用している。しかしながら、送迎バスの多くは路線バスの運行ルートとの重複しており、町内の輸送資源全体で見ると非効率な運行がなされていることなどが課題となっている。このため、地域公共交通計画では、送迎バスを路線バスに統合することで、住民と観光客の双方にとって利便性が良く、効率も良いバス運行を目指すなど、利便増進計画にて実施すべき内容を施策として位置付けている。</p>
<p>2. 利便増進事業の実施の方向性</p> <p>町内では、スキー場や宿泊施設の送迎バスが80系統以上存在し、路線バスとの調整もみられるなど非効率な運行体系になっていることから既存の送迎バスと路線バスの見直し、統合を行うことで住民と観光客双方の需要にとって利便性の高い効率的な交通ネットワークの形成を図る。また、交通結節点において観光二次交通相互間の乗り継ぎとともに、新幹線等との接続などを円滑に行うことができるよう、時間のロスが少なく、乗り継ぎ抵抗の少ないダイヤを構築する。加えて、わかりやすく使いやすい運賃体系の再構築について将来的なエリア一括協定運行制度の活用を視野に検討する。</p>
<p>3. 利便増進計画に係る策定調査実施の必要性</p> <p>バス路線の再編にあたっては地域特性に応じた幹線・視線のサービス水準を設定するとともに、事業者との調整や現在の観光入込客に対する調査などが必要であり、路線別、区間別の収支予測や財政負担額の推移を予測し、現実的な運行水準と新たなバスネットワークに適応した運賃体系の検討、さらに観光二次交通としての利便性を確保した持続性の高い交通システムとするため、各観光事業者との調整や利用者負担・地域負担など事業者・町民協働の在り方についても検討する必要がある。</p>

（注1）地域公共交通計画の策定と並行して利便増進計画を策定しようとする場合（既存の地域公共交通計画に利便増進事業に関する事項を盛り込む場合を含む。）にあつては、地域公共交通計画の策定方針及び策定のスケジュールを記入する。

様式第5-9 別紙

4. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理	地域公共交通の現状について、既存統計等を活用して整理するとともに、地域公共交通に関連する上位・関連計画を整理する。なお、地域公共交通計画（湯沢町地域移動環境計画）を策定してから期間があまり経っていないことから、地域公共交通計画で整理した既存資料を適宜、活用する。
利便増進実施計画の方向性の検討	令和5年3月に策定した「湯沢町地域移動環境計画」に基づき、関連事業と連携を図りつつ、具体的な公共交通の再編の方向性を検討する。検討にあたっては既存資料・データ等を活用。
交通事業者等との協議	利便増進実施計画の策定にあたり、交通事業者等との協議・調整を実施する。
利便増進実施計画の事業検討	利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図るために必要な路線の再編、運賃又は料金の設定、運行回数又は運行時刻の設定などについて、実施エリアや路線等を示しながら具体的な実施事業の検討を行う。また、利便性が高く、持続可能な輸送サービスについて検討を行い、実現性の検証や導入スキームの検討を行う。
湯沢町地域公共交通利便増進計画（案）の取りまとめ	上記の検討結果を踏まえ、公共交通ネットワークの再編に向けた事業内容・実施主体、実施スケジュール、行政等による支援内容等を整理し、地域樹公共交通利便増進計画を作成する。
協議会の開催	湯沢町地域公共交通活性化協議会において、利便増進実施計画等の協議や報告を実施する。

5. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理		←→		
利便増進実施計画の方向性の検討		←→		
交通事業者等との協議		←→		
利便増進実施計画の事業検討			←→	
湯沢町地域公共交通利便増進計画（案）の取りまとめ			←→	
協議会の開催		←→		←→

様式第5-9 別紙

6. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理	176 千円	176 千円	88 千円	88 千円
利便増進実施計画の方向性の検討	301 千円	301 千円	151 千円	150 千円
交通事業者等との協議	301 千円	301 千円	150 千円	151 千円
利便増進実施計画の事業検討	678 千円	678 千円	339 千円	339 千円
湯沢町地域公共交通利便増進計画（案）の取りまとめ	690 千円	690 千円	345 千円	345 千円
協議会の開催	418 千円	418 千円	209 千円	209 千円
合計	2,564 千円	2,564 千円	1,282 千円	1,282 千円

北信交交第26号  
令和6年8月7日

湯沢町地域公共交通活性化協議会  
会長 田村 正幸 殿

北陸信越運輸局長  
(公印省略)

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通利便増進事業) 交付決定通知書

令和6年7月25日付けで申請のあった「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通利便増進事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、令和6年8月6日付け国総地第109号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通利便増進事業

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	2,564,000円	} (内訳別紙)
補助金の額	金	1,282,000円	

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通利便増進事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通利便増進事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 湯沢町地域公共交通活性化協議会

(単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】 湯沢町地域公共交通利便増進計画策定調査業務</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理</li><li>・利便増進実施計画の方向性の検討</li><li>・交通事業者等との協議</li><li>・利便増進実施計画の事業検討</li><li>・湯沢町地域公共交通利便増進計画(案)の取りまとめ</li><li>・協議会の開催</li></ul>	着手予定日: 交付決定日以降  完了予定日: 令和7年3月31日	2,564,000	1,282,000

令和6年8月30日

湯沢町地域公共交通活性化協議会

協議会員 各位

湯沢町地域公共交通活性化協議会

会長 田村 正幸

### 土樽線運行廃止に伴う代替運行の経緯について

現在本協議会で推進している「湯沢町地域移動環境計画」では、宿泊施設やスキー場等の送迎バスを組み合わせた路線バスの効率化・サービスレベルの向上を目標の一つに掲げています。

このことから、土樽線の廃止に伴う代替運行につきましては、令和6年3月27日（水）の協議会において、エンゼルグランディア越後中里様のお客様専用送迎バスを、一般乗合化する方向で検討している旨を説明させていただきました。

しかし、その後(株)エンゼルグループ様と町とで様々な協議を進めてまいりましたが、最終的な合意に至らず、運行を実現することができませんでした。

この度の運行が実現しなかったことは誠に残念ですが、「湯沢町地域移動環境計画」における「持続可能な生活・観光移動環境の実現」という方針に変更はありません。協議会員におかれましては引き続き、本協議会の事業につきましてご理解とご支援をお願い申し上げます。